

< 国内 法定・届け出伝染病 発生状況：蜜蜂（H28年次） >

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28年次 合計
腐蛆病	戸数	0	1	0	10	9	3	1	6	13	0	0	0	43
	群数	0	7	0	16	18	3	1	6	38	0	0	0	89
バロア病	戸数	1	0	2	2	0	0	0	31	6	0	0	0	42
	群数	1	0	2	2	0	0	0	860	171	0	0	0	1,036
チヨーク病	戸数	0	0	0	2	1	0	0	50	7	0	0	0	60
	群数	0	0	0	2	3	0	0	880	48	0	0	0	933
アカリン症	戸数	3	6	1	3	1	1	1	1	0	0	8	4	29
	群数	4	8	1	3	1	1	1	1	0	0	13	4	37
ノゼマ病	戸数	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	群数	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8



広報家畜衛生



No.324 平成29年3月17日

徳島県家畜防疫衛生センター
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎

徳島県吉野川市鴨島町麻植塚
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎
三好郡東みよし町中庄
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページ URL
http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014_022000090/

みつばちの飼育にあたって

蜜蜂には家畜伝染病予防法により定められている伝染病があります。

家畜伝染病（法定伝染病）と届出伝染病に大別され、これらの病気が発症した場合には、最寄りの家畜保健衛生所まで報告する必要があります。

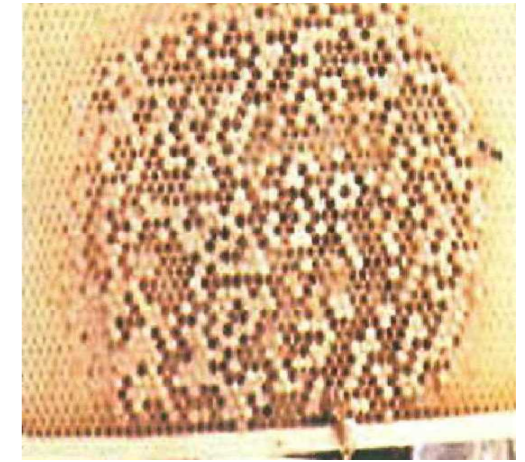
法定伝染病

腐蛆病（アメリカ腐蛆病^{ふそ}，ヨーロッパ腐蛆病^{ふそ}）



アメリカ腐蛆病

有蓋巣房と無蓋巣房が混在
糸を引く死亡蜂児



ヨーロッパ腐蛆病

感染により死亡した蜂児

届出伝染病

バロア病



ミツバチヘギイタダニに寄生された蜂児



成虫胸部に寄生しているミツバチヘギイタダニ

チョーク病



ミイラ化して死亡した蜂児

ノゼマ病



巣箱が糞で汚染されることが多い

アカリンドア二症



気管内で増殖するアカリンドア二

蜜蜂が病気に感染すると、飼育蜂群に大きな被害が生じるだけでなく、他の蜂群にも感染を拡げ、他の飼育者にも被害を与えてしまう可能性があります。

病気の発生を予防するためには、日頃から衛生的な飼育管理を行い、蜂群を健康に保つことに心掛けて下さい。

消毒に関しては消毒薬の残留に十分注意して使用して下さい。

なお、日頃から飼育蜂群の観察を徹底し、蜜蜂が伝染病に感染した疑いがある場合は、速やかに当所まで御連絡ください。

< 日本で承認されているミツバチ用の医薬品 >

アメリカ腐蛆病用予防薬

- ・みつばち用アピテン（ミロサマイシン）

バロア病用

- ・日農アピスタン（フルバリネート）
- ・アピパール（アミトラズ）

< ミツバチ用医薬品使用上の注意 >

特にハチミツやローヤルゼリー等への残留を防ぐため、用法や用量を必ず守るようになるとともに、使用記録の帳簿を付けて下さい。

◆ 帳簿の記載項目一覧

- ① 医薬品を使用した年月日
- ② 医薬品を使用した場所
- ③ 医薬品の名称
- ④ 対象群の数や管理番号
- ⑤ 医薬品の用法及び用量
- ⑥ 食用のために出荷することができる年月日